

改正

平成28年12月12日要綱基準等第119号

令和3年8月2日要綱基準等第33号

令和4年7月6日要綱基準等第35号

幕別町コミュニティバス広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幕別町コミュニティバスの運行に関する協定(以下「協定」という。)第4条に基づき、幕別町(以下「町」という。)と協定を締結した運行事業者(以下「運行事業者」という。)が運行する幕別町コミュニティバス(以下「コミュニティバス」という。)への車内広告(以下「広告」という。)の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 コミュニティバスに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 宗教性があるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) コミュニティバスとしての中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でないと認められるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティバスに掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準については、幕別町広告掲載基準(平成28年要綱基準等第2号。以下「基準」という。)第2条から第4条までの規定を準用する。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告のものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

第2順位 町内に事業所等を有する私企業で公益性の高いもの

第3順位 私企業で町内に事業所等を有するもの

第4順位 その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置及び枠数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コミュニティバス車内上部側面 7枠
- (2) 運転席後方モニター 22枠

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号については、1枠1月につき1,000円(税込)とする。
- (2) 前条第2号については、1枠1月につき190円(税込)とする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、12月を上限とする。ただし、再掲載を妨げるものではない。

2 第4条第2号については、1枠1回につき15秒とし、1日に最低25回は掲載するものとする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号については、B3判以下とする。
- (2) 第4条第2号については、解像度縦1080ピクセル、横1920ピクセル相当の静止画又は動画とする。

(掲載希望者の募集)

第8条 町長及び運行事業者は、町及び運行事業者のホームページ等により広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を公募するものとする。

(広告の申込み及び決定)

第9条 申込者は、幕別町コミュニティバス広告掲載申込書(第1号様式)に別表に定める書類を添付して、広告掲載日の10日前までに町長に申し込むものとする。

2 前項に掲げる広告掲載日は、月の初日とする。

3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定し、幕別町コミュニティバス広告掲載承諾通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載された者又は広告代理業者(以下「広告主等」という。)は、町長の指定する日までに広告掲載料を運行事業者に支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主等の負担で作成し、町が指定する期日までに広告原稿又は広告原稿データを提出するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載内容の変更請求)

第13条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱及び基準に抵触していると判断したときは、広告主等に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主等が行わないとき。
- (4) 町長が広告主等又は広告内容が不相当であると認めた場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合の広告掲載料については、現に掲載されている広告の掲載を取り消した場合は、当該広告が掲載されている当該月を1月間掲載したものとみなして算定する。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主等は、広告の掲載を取り下げるときは、幕別町コミュニティバス広告掲載取下げ申出書(第3号様式)により町長に申し出なければならない。

2 前項の申出があったときは、町長は幕別町コミュニティバス広告掲載取下げ決定通知書(第4号様式)を広告主等に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合の掲載料については、現に掲載されている広告の掲載を取り下げた場合は、当該広告が掲載されている当該月を1月間掲載したものとみなして算定する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。ただし、広告掲載希望者の公募の手続その他の必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成28年12月12日要綱基準等第119号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（令和3年8月2日要綱基準等第33号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月6日要綱基準等第35号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

別表（第9条関係）

| 幕別町コミュニティバス広告掲載申込書添付書類 | |
|------------------------|---|
| 1 | 会社案内のパンフレット等（事業内容、社歴等がわかるもの） |
| 2 | 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類 |
| 3 | 広告案 |